

令和5年度第3回船橋市自立支援協議会 会議録

日 時：令和6年2月8日(木)午後2時から
場 所：県合同庁舎 3階 分室会議室1
出 席：20人(委員3人の欠席あり)
傍 聴 者：0人

議事

- ① 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について
- ② 地域生活支援拠点システムの運営状況について
- ③ 専門部会開催状況について
- ④ 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画について
- ⑤ その他

<配付資料>

- ・資料 1-1 障害者虐待対応状況集計表（令和3年度～令和5年度受理分）
 - ・資料 1-2 令和5年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
 - ・資料 2-1 地域生活支援拠点システム運営状況（令和5年12月末時点）
 - ・資料 2-2 令和5年度あんしんねっと船橋緊急対応まとめ（令和5年12月末時点）
 - ・資料 2-3 令和5年度船橋市地域生活支援拠点システム 運営評価シート
 - ・資料 3 専門部会開催状況（令和5年度）
 - ・資料 4-1 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画（案）
 - ・資料 4-2 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画（素案）
- に対する意見募集の結果
- ・資料 4-3 素案からの変更点

開会

障害福祉課長補佐

「それでは、ただいまから令和 5 年度第 3 回船橋市自立支援協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましてはご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

本日の会議につきましては船橋市情報公開条例第 26 条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか会議録及び委員の指名を公表することとなっております。本日の出席委員についてでございますが、23 名中 20 名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要項第 7 条第 2 項の規定により過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取り扱い基準第 3 条の規定により傍聴者の定員は 5 名となっております。

なお、本日は傍聴希望者がおりませんが、千葉県相談支援従事者現任研修の受講者が実地研修として本会議を見学します。また保健と福祉の総合相談窓口さ一くるから希望があり、所長と担当職員が本会議を見学します。それではご入室いただきます。

それでは配布資料の確認に取らせていただきます。資料については事前に送付させていただいております。本日お持ちいただくようご案内を差し上げましたが、お持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたらお配りいたしますので、挙手をお願いいたします。では配布資料の確認をさせていただきます。まず初めに本日の次第、次に席次表、こちらは出席委員が変更となりましたので、変更後の席次表を皆様の机の上に置かせていただいております。こちらの席次表をお使いいただきますようお願いいたします。続きまして、委員名簿、資料 1-1 障害者虐待対応状況集計表、資料 1-2 令和 5 年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧、資料 2-1 地域生活支援拠点システム運営状況報告、資料 2-2 令和 5 年度あんしんねっと船橋緊急対応まとめ、資料 2-3 令和 5 年度船橋地域生活支援拠点システム運営評価シート、資料 3 専門部会開催状況、資料 4-1 第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画、資料 4-2 第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画（素案）に対する意見募集の結果、資料 4-3 素案からの変更点。以上が本日の資料となっております。全て揃っていますでしょうか。

また、議事事項に入る前に委員の変更がございましたのでお知らせいたします。新たに医療法人社団健仁会ひまわり園、杉山拓也様が自立支援協議会委員として参加していただくこととなりました。

ここで新たに委員になられた杉山委員から簡単にご挨拶をいただきたいと思
います。杉山委員、よろしくお願いいたします。」

杉山委員

「改めまして、医療法人健仁会ひまわり園の杉山です。江野澤に変わりました、
杉山が担当することになりました。よろしくお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「ありがとうございます。それでは、これより議事進行を小松会長にお願いした
いと思います。会長よろしくお願いいたします。」

議事①船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について

小松会長

「皆さん、こんにちは。医療法人同和会院長の小松でございます。この会場、確
か3年ぐらい前、コロナ禍の時に使わせていただいた覚えがあります。総会だ
ったか、策定委員会がだったか覚えてないですけども、色々な事情があつてこち
らになったと思います。

色々な案件がありますけども、やはり色々なことが起きます。我々も精神科の
病院ですから、虐待、ハラスメント、そういったこととは全く無縁ではありません。
県の指導もありますので、そういったことに関して、やはり人と関わる仕事
というのはプラスの面もあればマイナス面もあるということは十分自覚しない
といけないと思います。その辺りは関係者の皆さんは深く理解されてると思
いますが、さらに自覚を持ってまたやってきたいと思しますので、またよろしくお
願いします。

それでは議事に入りたいと思います。最初に、議事①船橋市障害者虐待防止対
応連絡会議の開催状況についてでございます。事務局から報告をお願いいたし
ます。」

障害福祉課相談支援係長

「資料1-1をご覧ください。こちらは、障害者虐待に係る受理及び対応状況に
ついて令和3年度から令和5年12月末時点まで整理した表になります。表の左
1列の虐待類型小計をご覧ください。こちらは各年度と、障害者虐待の類型ごと
の受理件数が記載されております。それでは、表の右4列の最終判断をご覧く
ださい。

令和3年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数13件が虐待有りとして終結9件、虐待無しとして終結1件、判断しないとして終結3件として対応が終結しております。施設虐待につきましては、受理件数15件が虐待有りとして終結8件、虐待無しとして終結1件、判断しないとして終結6件として対応が終結しております。使用者虐待については、受理件数3件のうち、判断しないとして終結3件として対応が終結しております。

続いて、令和4年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数8件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結4件、虐待無しとして終結0件、判断しないとして終結0件であり、4件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数13件のうち虐待有りとして終結3件、虐待無しとして終結6件、判断しないとして終結4件として対応が終結しております。使用者虐待については、受理件数3件のうち、判断しないとして終結3件として対応が終結しております。

最後に、令和5年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数12件のうち、虐待有りとして終結0件、虐待無しとして終結0件、判断しないとして終結1件であり、11件については対応中でございます。施設虐待につきましては、受理件数19件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結5件、虐待無しとして終結4件、判断しないとして終結0件であり、10件については対応中でございます。使用者虐待については、受理件数4件について対応中でございます。対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告して参ります。

受理件数の全体の推移についてですが当年度は12月末時点で35件の受理件数となっており、前年度の受理件数を上回っております。資料1-1の説明は以上になります。

続いて、資料1-2をご説明します。こちらは、虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和5年12月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和5年度の第1回目の会議は5月24日に行われており、件数は、養護者虐待が2件、施設虐待が2件でした。第2回目の会議は8月23日に行われており、件数は、養護者虐待が1件、施設虐待が5件、使用者虐待は3件でした。第3回目の会議は11月22日に行われており、件数は、養護者虐待が1件、施設虐待が7件でした。

以上、3回の会議結果を踏まえての終結等の協議状況について、事務局より協議状況のみご報告します。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

それでは、表の合計のところをご覧ください。養護者虐待について協議案件累

計4件のうち、虐待の疑い有りとして終結3件、虐待の判断に至らず終結1件。施設虐待について、協議案件累計14件のうち、虐待の疑い有りとして終結6件、虐待の疑いなしとして終結6件、虐待の判断に至らず継続2件。利用者虐待について、報告案件累計3件のうち、虐待の判断に至らず県に報告として終結3件。資料1-2についての説明は以上です。

現時点の傾向としては、前回の自立支援協議会での報告から全体で2倍以上の件数となっております。

その多くがその他に該当する方からの通報でしたので、通報者のその他の数字が大きくなっております。ここには、養護者虐待ですと警察、施設虐待ですと他市役所等が含まれます。

障害種別につきましては、例年知的障害または精神障害のいずれかが多くなりますが、今年度につきましては両障害がほぼ同数となっております。

通報受付時の虐待区分につきましては、例年は身体的、心理的の順に多い傾向ですが、今年度につきましては心理的の件数が少々上回っております。以上となります。」

小松会長

「ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。通報者がその他が多いという話なんですけど、もちろん個人名は言えないとは思いますが、例えば具体的にどういう方がありますでしょうか。」

障害福祉課相談支援係長

「その他が多かったということでなんですけれども、ここでいうその他に関しては、養護者虐待であれば、警察からの通報。施設虐待であれば、ほかの市役所からの通報となっております。」

小松会長

「警察やほかの事業所が多いというお話でしたね。どのような方々からの通報が多くなって、件数が多くなったのか知りたかったものですから質問しました。ほかの委員さんいかがでしょうか。令和5年度はまだ終結してない案件が多いですので、引き続きよろしくお願ひいたします。それでは、ほかに質問ないようでしたら次に進みたいと思います。」

議事②地域生活支援拠点システムの運営状況について

小松会長

「議事②です。地域生活支援拠点システムの運営状況についてでございます。事務局から報告をお願いいたします。」

障害福祉課相談支援係長

「地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料 2-1 をご覧ください。なお、本資料は 12 月末時点のデータとなっております。1 緊急受け入れ対応状況についてです。

緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設等を調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議・調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。

今年度は 12 月末時点で 19 件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害 4 件、知的障害 10 件、身体障害 2 件、精神・知的重複 3 件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料 2-2 をご覧ください。緊急対応状況の詳細を記録した表となります。拠点コーディネーターは、市内の短期入所施設やグループホームといった様々な社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

それでは、資料 2-1 に戻ります。2 の事前登録状況についてです。緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立てしております。令和 5 年 12 月末時点で 375 人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害 52 人、知的障害 235 人、身体障害 20 人、身体・知的重複 50 人、精神・知的重複 11 人、身体・精神重複 5 人、3 障害重複 2 人となっております。こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めてまいります。

資料をめぐっていただき、3 のグループホーム連絡協議会についてです。協議会事務局では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、グループホームの立ち上げや運営に関する支援等の相談を受けています。グループホーム連絡協議会は 12 月末までに計 3 回開催して

おり、主に会員の皆様でグループワークや意見交換会を行っており、12月の第3回協議会では、虐待防止センターの職員を講師として招き、不適切な支援について考えるための研修を行いました。また、今年度の取り組みの特徴として、グループホーム事業所のみでの意見交換だけではなく、相談支援事業を行っている FAS-net の会員と合同で意見交換会を開催する等、業種を超えて参加者が抱えている疑問や課題を話し合い、理解を深めるという取り組みを実施しました。

次に4の地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。第1回拠点運営委員会は前回報告済みのため、第2回の概要をお伝えします。第2回は12月7日に開催しており、主な議題として、活動報告書の進捗状況や緊急対応について各事業所で考えている、行っていることについての意見交換、また運用解説の見直しについての検討を行い、委員の皆様から意見を伺いました。この結果を地域移行・福祉サービス部会へ報告しております。

最後に、資料2-3 運営評価シートについてです。当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。今年度は第2回拠点運営委員会にて拠点システムの自己評価を行い、資料2-3の運営評価シートを作成いたしました。運営評価シートの詳細な内容は、第2回地域移行・福祉サービス部会にて報告を行っております。資料2の報告は以上です。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

清水委員

「今、市から報告していただくように、現在2回の運営委員会の開催を終えて、3月に第3回目を予定しております。その際にはここに記載されてる内容の総括であったり、次年度の検討事項も踏まえて、現場の拠点の仕組みを検討していきます。やはり緊急対応に関して年々、拠点コーディネーター、あんしんねつと船橋と基幹相談支援センター並びに総合相談との連携が随分深まってきて、まだ当初の面的整備に及ばない部分はあるかと思いますが、コロナを出て少しずつその機能が充実されて、この実績になっているということは、平場で仕事している相談支援の方々の声からしても、機能しているという評価は出ています。」

小松会長

「ありがとうございます。ほかにご質問ご意見をお願いします。」

池田則子委員

「この資料を見させていただきまして、障害者種別が異なる中、全てにお応えをいただけていることに本当に感謝を申し上げますが、私ども仕事柄、直接親御さんから色々な相談を受けることがございます。その中でこの資料を見て感じたことをお話しさせてください。緊急依頼、相談依頼が様々なところから来ていること、事前登録が19件中5件。障害者とその家族にとって、緊急事態になり、初めて必要性を感じる方が多いと思います。医療等の連携も必要ですが、一番心配していることは人材不足で携わっている支援者への負担増が気になります。地域で生活をするということで、親御さんの高齢化や自宅で生活するのが難しく、グループホームへと移行されています。昨年いくつかのグループホームを見学させていただき、支援の幅、質が異なること、もちろん空き状況により緊急対応をお願いするのですが、グループホーム連絡協議会事務局様では全事業所の支援の幅や質を把握するのは難しいと思われます。そうすると緊急対応が必要な方に適した過ごせる場所を提供することは、とても難しい状況なのではないでしょうか。どこかにしわ寄せが来ない連携やサポート体制を整える必要があるのではないかと感じました。」

小松会長

「申し上げているかもしれませんが、精神障害の医療の緊急事案に関しては、千葉県単位で、精神科救急システムを稼働しておりまして、私は今、その設置した緊急システムの連携研修会の座長をやっております。今度、来週日曜日11日、研修会があります。新しくできた県の千葉県総合救急災害医療センター、そこから配信をさせていただきますが、精神科救急の困難事例ということで、例えば発達障害、知的障害など、やはり精神科病院でも精神症状が絡んだ形の方が結構いらっしゃるので、そういう方の緊急事例についての発表があると思います。だから、県でもそういった議論はしております。なので、もし、船橋市でお困りのことがありましたら、精神科ですから精神症状があるということは基本ですけども、県の救急医療システムは幕張にありますので、ご連絡していただくなどですね。対応できる場合とできない場合もありますが、そういった窓口があるということだけはお伝えさせていただきます。」

議事③専門部会開催状況について

小松会長

「次に、議事③専門部会開催状況についてでございます。地域移行・福祉サービス部会について千日委員から報告をお願いいたします。」

千日委員

「地域移行・福祉サービス部会の報告をさせていただきます。1月24日に2回目となる部会を開催しております。報告事項が2件。まず1件目については、これは義務報告になっております日中サービス支援型のグループホーム、この事業について株式会社ソーシャルインクルーホームの船橋習志野ホームというところ、株式会社うさぎホームの報告、株式会社恵よりグループホームふわふわ船橋南海神の運営についてそれぞれ報告をいただきました。

委員からは質疑がありましたけれども、医療機関で受診を断られるケースがこの3つの中で散見がございました。断られる事例あるいは個別支援計画の有り様を支援者の研修について、どのようにスキルをアップするかの質疑を行っております。

また、報告者からは地域との交流を始める、深めていくにあたっての方法、ボランティアの活用の情報についての意見交換をしております。2件目、地域生活支援拠点システムの運営状況の報告と運営評価シートについて、障害福祉課より報告を受けております。緊急受け入れの内容は先ほどもあったように様々でございますが、とりわけコロナの問題で対応しているヘルパーさん自身が感染したことにより、明日からどうするか、というような事例も見られている。これについては、緊急対応の今後の進め方というものに課題があると思っております。

また、同じく緊急受け入れの対象者に児童が多くなってきていることから、やはり児童に対する支援の専門性を高めるということが、意見交換の中で繰り返し広げられております。地域福祉サービス部会の報告は以上でございます。」

小松会長

「ありがとうございました。過去の開催状況は、すでに報告は済んでいるということで、今回は第2回の地域移行・福祉サービス部会のみということですので。ただいまの報告につきましてご質問やご意見はありませんでしょうか。

千日委員、児童が多いと言いましたが、何歳から何歳までですか。」

千日委員

「小学生の相談もありますが、結果的には拠点ではなく、法人の短期入所に入ってしまったりとありますが、やはり高等部、18歳前後の方の緊急の内容は、破壊とか、家庭での生活で非常に自由が脅かされるようなことが非常に多くなってきています。逆にお年寄りについては少なくなっておりまして、若年化してるのではないかと。先ほど会長のからもお話がありましたが、評価もいろいろありますが、今後もこの緊急受け入れについては、面的整備という問題はなかなか難しい問題で、やはり受け入れる環境ですね。グループホームでも随分ネットワークを広げてご協力をいただいて、面的には近づいておりますけれども、受け入れる設備、居室。これを緊急受け入れの専門のような設備を少しずつ増やしていかないと、1件のグループホームで受け入れるというのも、その対象者の行動によっては不可能です。また、大きい建物で集団で生活してるところに、そのような緊急の方が入ってくると、周りの方への影響もあります。

今後、強度行動障害の課題もあると思いますけども、ぜひ設備整備については強化をしていく必要があるのではないかと。これによって、より一層面的に近づくのではないかと思います。」

小松会長

「ありがとうございます。設備、ハード面も大切です。あと、ソフト面ですね。やはり人的な整理も大切ではないかと思います。なぜかという、ある程度年齢でかなり区切られる面がある。15歳から18歳はまた少し違ってきたりしますよね。だから高校生になると非常に微妙な年代で、色々な対応が必要になるかと思えます。

いかがでしょうか。意見や質問はございますでしょうか。それでは無いようですので、次に進みたいと思います。」

議事④第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画について

小松会長

「次に議事④第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画についてでございます。それでは事務局から説明をお願いいたします。」

障害福祉課計画係長

「議事④についてご説明いたします。第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画につきましては、10月26日に開催しました第2回自立支援

協議会において皆様からご意見をいただいた後、令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 1 月 15 日までの期間で、パブリック・コメントを実施いたしました。意見募集の結果、4 名の方から 4 件の意見をいただきました。

いただいた意見の要旨及びそれに対する市の考え方を記したものが、資料 4-2 の資料でございます。いただいた意見に対する市の考え方については、資料に記載させていただいた通りとなります。これらのご意見などを受けて、パブリック・コメント実施時の計画（素案）から修正した箇所がございます。修正を反映させた計画冊子が資料 4-1 でございます。こちらが第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画の最新の案でございます。

修正内容については資料 4-3 をご覧ください。修正箇所は全て療育支援課所管ですので、療育支援課からご説明いたします。」

療育支援課整備計画係長

「資料 4-3 素案からの変更点の資料をご覧ください。始めに、資料の 1 段目、2 段目になりますが、素案の 12 ページと 27 ページの障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容の説明文の修正でございます。障害児通所支援と放課後等デイサービスの用語の説明について、訓練の文言を支援とするなど、令和 6 年 4 月 1 日に施行される児童福祉法の改正に合わせて語句を修正しております。こちらパブリック・コメントの意見からではなく児童福祉法の改正に合わせて語句を修正するものでございます。

続きまして、資料の 3 段目になりますが、素案 45 ページの 8 発達障害者等の支援でございます。こちらにつきましては、資料 4-2 の 3 ページ、④をご覧ください。

左側の欄がいただいた意見になっているんですけども、いただいたご意見の内容としましては、吃音、チック症、不器用、発達性読み書き障害といった顕在化しにくい発達障害に対する市の取り組みについて計画に記載していただきたいといったものでございました。

本市としましては、顕在化しにくい発達障害への発達支援の取り組みは重要であると認識しており、現在もこども発達相談センターでの個別相談を通して支援を行っているところです。

計画においても、引き続き取り組んでいくことをより明確にしていくために、資料 4-3 に戻っていただきまして、3 段目の新旧の欄のとおり、追加で顕在化しにくい発達障害の取り組みをしていく旨を記載することといたしました。療育支援課からは以上です。」

障害福祉課計画係長

「以上が修正点についての説明でございます。なお、パブリック・コメントで使用した計画（素案）につきましては、法律に基づき、千葉県に内容に関する意見照会を行っており、千葉県からは内容について特段意見が無い旨の回答をいただいております。

今後につきましては、資料 4-1 に音声コードを挿入するなどの作業を行った後、計画策定の事務を進めてまいります。冊子が完成いたしましたら、皆様方にも送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上が議事④第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画についての説明でございます。」

小松会長

「説明いただきましたただいまのご報告につきまして、質問やご意見はございますでしょうか。」

住吉委員

「資料 4-2 の計画に対する意見募集の結果についての中で、うちの職員から出た意見が記載されていると思います。地域活動支援センター I 型というのは、精神障害者の方の日中活動の場であり、相談支援をしている場所ということで、市の考え方には、適切なサービス利用につながるよう周知に努めてまいりますというご回答をいただいています。補足で私からお話させていただきたいのですが、よろしいですか。地域活動支援センター I 型という精神障害者の日中活動の場は、船橋市は現在オアシス、うちだけです。1 箇所というのは。オアシスのある場所は船橋市の北本町とって、中央エリアに位置するかと思います。ただ皆さんご存知のように船橋市は東西南北とても広い状況で、うちの職員が出した意見の中にオアシスを利用したいが遠くて行かないという声の方は、北部のエリアの方なのかなとは思いますが。本当に小室や松が丘は車でさえ 30、40 分かかるエリアで、精神の方は、オアシスを利用する際、公共交通機関ではバス、電車を利用される方がほとんどで、松が丘などだとバス 1 時間 1 本でとても不便なエリアです。船橋なのに。本当に精神の方は、日中お家で過ごされる方が多いのですが、やはり色々な精神状態、身体状態、色々なご理由から、家の近くの数メートル先のコンビニに行くことすらとても勇気がいるという方もいらっしゃいます。でも、自分の家からまず一歩出て、色々な生活を自分で楽しみたいとか、広げたいという思いがあるのですが、その行ける施設が 1 時間以上交通機関使わなければいけないなんていう場所だったら、とても精神の方にとっては大変な出来事です。ですから、できれば利用者の皆さんが住むエリアで、身近な場所

で利用できるオアシスのようなⅠ型の場所があれば、より皆さんにとっての社会復帰に繋がるということで、オアシスの職員のこういうことを言われたメンバーさんいらっしゃるのではないかと思います。

ですから、Ⅰ型とⅢ型が地活にはあるんですが、創作的生産活動の機会を提供するという、本当に一言で言ってしまえば確かに似ているんですが、微妙にやはりⅠ型とⅢ型では内容が違います。

ですから、今ある近くの事業所でできるだけ皆さん利用してくださいという市の考え方は、今後色々またご検討いただければと思いますので、この場を借りてお話しさせていただきました。以上です。」

小松会長

「現時点で事務局、回答はどうでしょうか。」

障害福祉課長

「地域活動支援センターですが、今おっしゃったようにⅢ型もございます。また、障害福祉サービスの事業所も市内には多くあるという形で答えを書かさせていただきました。今住吉委員のおっしゃったようにオアシスさんはオアシスさんでやはり独特の非常に優れたところもございますので、それが果たしてⅢ型、ほかの障害福祉サービス事業所でそれが補えるかという問題もあると思います。なので、地活につきましては、保健所で指定管理されてるところもございますので、そういったところでも協議しながら、改めてまた利用者さんのニーズ等を調査しまして、また検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。」

小松会長

「確かに住吉委員のおっしゃるとおりで、船橋は広くて人口も多いです。うちの病院があるのも飯山満ですけど、東部です。やはり東部と北部の方はちょうど船取線の東側の方が多くて、そういう地域に住んでいる方は本当に保健所、北本町に行くのはとても大変です。うちの通院患者さんも同じことをおっしゃっております。なので、そういった意味でも同じ船橋市内ですが、病院では船橋北病院さんでも同じだと思います。三咲からさらにアンデルセン公園のほうですからね。そこからオアシスに通うのは相当なアクセス。精神科の方にそうやってくれというのも、またそれは負担になると思います。なので、そういった意味でも通所と言いますか、そういった部分というのは今後の大きな課題になると思います。これは恐らく部署が違うから、コメントになりますが、若年性認知症の方にも言えると思います。精神障害者保健福祉手帳の取得ができますので、これから増えてくると思います。そういった方々も道に迷ってしまって、とても事業所に

入れないという方も結構いらっしゃいます。なので、日中行くところがないということもあつたりします。なので、様々な方々が通所する、アクセスするという
ことに、今後困ることが出てくると思います。この辺りについて、やはり今後の
課題にさせていただきたいと私も思います。

ほかにいかがでしょうか。犬石委員、お願いします。」

犬石委員

「先ほどの住吉委員の件につきまして、私たち家族会もずっとそのことは思い
続けてきましたし、声を大きく上げはしません。上げてはきたつもりなんですけ
ど、確実にこの船橋 64 万都市として、一つしかないというのは本当に少ないな
ってというのはずっと実感してまいりました。

私たち家族会も船橋市内多岐に渡っております。北部の方も多いので、やはり
もういくつかできてくれたらいいなというのは当事者の家族も切実に思ってお
ります。」

小松会長

「ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。この計画はかなり多岐に
渡っておりますけども、修正点はパブリック・コメントを踏まえて、あるいは法
律の改正踏まえて、以上ということです。私勘違いしていて、支援が訓練になっ
たかと思ったんですけども、逆だったんですね。新が支援で旧が訓練なんですね。
逆だったんですね。旧が訓練で新が支援だったんですね。この法律の改正と合わ
せて、支援が訓練は何かおかしいなと思ったんですけども、逆で訓練が支援にな
ったということで。それは本当に正しい方針だと思います。ほかによろしいでし
ょうか。」

荒川委員

「先ほど、話があつたように、やはり船橋は細長いというか、幅広い場所なので、
やはり北部のほうに行くと、どうしても田舎ということで、あまり力入れてもら
ってないような気がします。力を入れてくれているのは、この皆さんとか、この
市長、この議員のいる場所を重点的にやっているような感じがするんです。ただ
し、私どもの障害者というのは船橋全体にいるわけです。だから一つ、手を取り
合って平等に、市に協力していただきたい。先ほど言われた皆さん、高齢者にな
っているので、私どもの会としては自立をしてもらおうという会なんです。ところ
が、なかなか今は弱者が増えてきてしまって、迎えに来たなら、参加する。それ
はほかへ行くのにも、自分の家までのバイク。どここの駅で待っていたらこちら
らのバスなどを用意しますけどもと言っても、そこまで来られない。そうすると、

やはりせっかく皆さんに自立をしてもらうために、例えばバス旅行だとか、日帰り研修とかやりたいなと思っても、人間はまず集まってくれない。

それで一つお願いしたいのは、行事を進めた場合に、やはり市からもバスを出してもらって、一軒一軒回れとは言えませんが、そこまでは無理なので、どこかの駅の辺りまで来てもらいたい。そこで乗せて会場に連れてってもらいたいと、こういうものを私は踏まえているんです。そうしないと、どんどん障害者というか、弱者がつまみが出されてしまって、うちの中から出てくることができなくなってしまいます。一つお願いということで、よろしくをお願いします。」

小松会長

「ありがとうございます。そのとおりですね。私、運転免許の更新の診断をさせてもらっていて、認知症の方もそうですけども、精神障害の方の運転免許の更新も県の指定を受けていまして、させてもらっています。やはり今まで自家用車に乗っていた方が、色々なことで高齢ということもあるし、障害の理由もあるかもしれない。とにかく運転できなくなってしまう方も結構いらっしゃいます。

だから、運転免許に関しては、事故も多くありますので、やはり難しいという、そういった観点から判断する場合がありますが、逆にご本人やご家族の足を奪ってしまう。そういう負の側面もありまして、そういった意味では何か公共的な、送迎のシステム、そういったことというのは、喫緊の課題じゃないかと私も思います。皆さんご意見よろしいでしょうか。」

清水委員

「第2回の本会で委員から発言があった部分を修正していただいて、ありがとうございます。改めて拝見させていただいて、やはり仕事しているそれぞれの職員さんがこの計画を読んで、よしがんばるぞという気持ちになっていただくために、今話を続けてきたと思います。改めて、計画に記載されている内容をどういう形で地域で連携、地域づくりをしていくかということ、今後この計画を基に話して進めていかないといけないということは改めて感じています。私は相談支援の分野なので、計画にも書かれている地域移行の部分や、それに関してはFAS-netという連絡協議会の事務局もしておりますので、ここにいるオアシスさんとも、ともに進めていかないといけないと思っています。具体的には、指定一般部会という部会の設置をしていますので、そちらでやっていく。計画の中に児童のこと、医ケアコーディネーターの数も書かれていますし、医ケア児に対する支援のための地域づくりを推進しますという記載に関しては、医ケアコーディネーター部会を含めて、FAS-netのこども部会、そういったところで、具体的にそれぞれ役割があったり、市内にどういったニーズがあって、どういったところ

に支援が足りないのかというところはそういった部会の中で検証してご報告すべきという点。計画相談では、この文言の中に主任相談専門員の配置も記載されていますので、こちらに関しても相談支援として、質を高めることと、この主任相談員が地域にとって必要だということを、やはり皆さんが感じる、相談支援を感じる、利用者さんが感じるような仕組み作りをこの計画を基に、次年度は協議しないといけないという点。今日は実地研修 2 回目で、お越しになっていらっしゃるんですけども、この皆さんにも先日 2 日間に渡って、事例検討会を総合相談でさせていただきました。その時にも船橋の相談支援体制をこう作っていきたい。なので、皆さんと協力したいということをお話させていただいたと思っています。ということで、計画を改めて見返すと、やる仕組みが記載されたことに関して、設置しただけでは駄目ですよ。具体的にそれをどうしていくか、それを改めて今回確認をさせていただきます。感想です。」

小松会長

「ありがとうございました。」

泉委員

「一つお伺いしたい点があります。これは障害児福祉計画、地域生活に及ぶ計画なので、学校現場でのことについては触れないと思いますが、実は県内の自治体で、障害がある児童生徒が通学していて、合理的な配慮について学校、教育委員会と話し合いをさせていただいたことがあります。その市は、こういう障害がある児童、生徒の学校での合理的配慮の問題については、自立支援協議会の場で検討をするということが担当者から言われまして、船橋市の場合は通級、特別支援学級を配置していくというのは聞いてはおりますが、そういった障害がある児童生徒への合理的な配慮が必要なのか必要ではないのか、学校教員の皆さんを責めてるわけでは決してないので、一緒に考えていく。これが子供の最善の利益になるのかどうか、学校現場で子供の最善の利益になるのかどうかということをお話し合いをする場合は、船橋市としては自立支援協議会の場、あるいは色々な、FAS-net の相談の仕組みもありますが、どういったところで障害がある児童、生徒が学校で合理的な配慮を受けるために、どのような委員会あるいは窓口を設けておられるのか、自立支援協議会で話せることなのかお話しただければと思います。」

小松会長

「担当の方、お願いします。」

療育支援課長

「合理的配慮ですが、船橋のご紹介もありましたが、全くやっていないわけではなく、自立支援協議会の中での協議事項なのかどうか、といったところまでは会則とか規約を確認しながらということになると思っておりますが、そういう認識を申し訳ないですが、私は今まで持っていなかった部分があります。

それはすでに、例えばこども発達相談センターで、令和3年の法改正があった中で、令和6年4月からの完全な実施という中で2年連続、外部の先生方をお呼びして合理的配慮をとったところについて、皆さんに注意喚起をすることでこんな取り組みが必要だよねということをやってきました。学校の関係者や、保育園、幼稚園などにもお声をかけさせていただいて、研修会をやってきました。また、具体的な取り組みとなると教育委員会でやられている部分があると思えます」。

小松会長

「それでは、どうぞお願いいたします。」

鰐部委員

「私たちは教育委員会なので、学校現場での合理的配慮についてですが、基本的には、まず保護者から合理的配慮の申し出があった時には学校に合理的配慮の申し出をする。学校の中でできる範囲の合理的配慮であれば学校の中で特別支援コーディネーターがいて、学校の中で校内委員会というものが開かれて、この子についてどういうふうに合理的配慮していくかというソフトの面です。教え方や教材の配慮などの面では学校の中で検討して、その中で合意形成できないケースがあったとすると、私たち総合教育センターにご相談させていただいて、助言をする。こういうことができますよということをする。また、施設の面で例えば段差をなくす、例えば椅子や机がその子に合っていないなど、施設の面に関しては、学校からそのような合理的配慮が上がってきたということでこちらにまたご依頼させていただいて、教育委員会の施設課に施設整備をお願いしてやっていく。学校と教育委員会が連携しながら個別の事案に応じて対応していくということが、基本的な流れです。」

泉委員

「ありがとうございます。さざんか会の業務ではないのですが、ボランティア活動で子供の権利擁護活動している中で、船橋市の学童保育に関してもいろいろ要望させていて、改善していただいたことがあります。その時も放課後学童クラブは教育委員会の管轄ではないということで、その時は確か人事課を通して

いろいろやり取りさせていただいたことがあるんですけども、子供の最善の利益のためにやはり障害がある子供達がこの船橋の中でのびのびと子供らしく成長していくために、児童生徒の意見を吸い上げる場。こういったこともこれから育つ権利、自分のことを言う権利もこれからどんどん出てくるかと思います。そういったところでしっかりと教育センターなのか、今後その障害がある方達がやっぱり子供たちの意見をこういう自立支援協議会の場でも、吸い上げられる仕組みができれば良いと思って発言させていただきました。ありがとうございます。」

小松会長

「それでは、次に進みたいと思います。」

議事⑤その他

小松会長

「最後に、議事⑤その他についてでございます。何かご発言されたいことがある方はいらっしゃいますか。」

清水委員

「2点、ご検討いただきたいというところと、できればお願いしたいというところの点です。」

まず1点目、今の泉委員の話ではないですけども、令和8年に船橋市では児相を開設されるということで、今色々な会議体があって、私も相談体制で参加させていただいています。できれば、可能であれば、令和6年度自立支援協議会で、児相さんの今の中間報告でも構いません、設置状況。児相、そもそも機能を持っていますよね。持っている中で業務として相談という部分を少しずつ掘り下げて聞きたい。現市川児相とのかかわりの中で、毎年6回市川児童相談所管内、管対協に参加していますが、実際今度船橋に児相が開設されるにあたって、相談の部分、なかなか今、船橋のケースは大変というのが児相の方からもお聞きしてありますが、具体的に1市で相談所を構えるということで、今の状況を見部会、作業部会もありますし、どういった進み具合なのか話せる範囲で。ここにお集まりの方々も皆さん知りたい状況だと思います。さらに、お越しいただいた時にしたい質問等も事前にさせていただきたいと思っておりますので、できれば令和6年度の自立支援協議会の中で呼びいただいてご説明いただきたいというのが一つです。

またもう一点、先ほど拠点のところでもお話が出ていましたが、現在あんしんねっとの中でグループホーム連絡協議会が設置されていて、先ほどのご報告通りです。資料3、2-1の内容にもグループホーム連絡協議会の活動内容であったり、そういったものの記載があります。千葉県には県の事業として、千葉県グループホーム等支援ワーカー事業があります。これは平成17年の10月から中核センターが平成16年に開設され、千葉県の地域づくりということで始まった事業です。船橋は中核市なのでこの事業からは外れています。平成17年からグループホーム等支援ワーカー事業があつて、私どもも圏内保健区域12の圏域があつて、12の事業所でグループホーム等支援ワーカー1名がグループホームに関する専属です。入院入所からの地域移行だったり、世話人の集まり、連絡会の設置や、新規開設をする事業者に対しての支援、関係団体との集まりです。そういったことを中心に今やられています。グループホーム連絡協議会との比較なんではないです。今船橋としてグループホーム連絡協議会の役割が今こういう役割だということ踏まえると、一番足りないとかではなくて、やはりコーディネーターが、基幹の運営評価シートの中にも私のほうで書かせていただいたマネジメント、マッチングを整えるには、現状拠点コーディネーターが色々と緊急対応、暮らしにおけるマネジメントです。やはり旗振り役は必要というのは、ほかの圏域の支援ワーカーとの連携するにあたって、とても重要と思つてます。特に船橋市以外のところに急遽転居しないといけないとか、退院先が船橋の予定だったけれど、他市に移ることになったとか病院の都合で。そうなった時に他圏域にいる支援ワーカーの力はとても力になります。逆に言うと、船橋だと誰に相談したらいいかというところで、概ねは、グループホーム連絡協議会があるので、そこからの情報で対応しています。千日委員からもお話があつたとおり、日中支援型のグループホームは報告の場がございます。ただ、介護包括型はどこでどんなことを、ここっていうのが今無い状態。同じように介護包括型でも、他業種が色々参入してきたことは風通しが良くなったと思つて評価すべき点ですけども、暮らしをどう考えるかという点では少ししんどいと思つています。グループホームの虐待、は一ふの所長も兼務しているので、グループホームも回らしていただいています。その中でやはり感じるところもありまして、やはり具体的に世話人さんの声がなかなか聞こえない。協議会で集まりをしていただいても来るのは管理者です。なぜかと言うと、時間外になるので時給が発生するというので、なかなか世話人さんがそういった集まりに来られない。そのグループホームがどんな特色なのかとか、この特性の方にどういう段階でどういうグループホームを繋げていくか、出せばいい、空いてるから入れればいいのかというのはマッチングには全くならなくて、どう暮らし続けられるかというところをまず考えないといけない。そういうところを整えていくためには、船橋に無い人材になってくる

と思います。連絡協議会の役割がここに記載されているとおりです。ワーカー業務といったら、なかなかそこまでは至らない部分、難しい部分もあるので、これをどうするか。誰がどこでやるかという話をしているわけではなくて、船橋市としてグループホーム等支援ワーカーをどう考えていくかということを中心に協議をする場をどこかで持っていただきたい。これに関しては、県の支援ワーカーの市川圏域の方とも話を進めています。できれば一緒に現状の圏域の中でのワーカー業務について及び船橋の状態をご報告しながら、今後どうしていくかという話し合いの場をご検討いただきたいというところを合わせてお伝えしたい。先ほど池田委員にも言いましたけども、なかなか全部事業所、かなりの数はあります。私どもも多分3分の1ぐらいしか回れてないです。行きたいですけども、連絡を入れてもなしのつぶてだったり、来てほしくない雰囲気すごかった。多分、計画相談の相談員はある程度個々で繋がってる部分もあると思いますので、そういった情報を集約しながら、船橋はどんな感じなんだろうというところも、十分視野に入れてこのワーカー事業が必要かどうか。まず一歩、昨年度ですね、年に何回か開催させていただいたので次の段階としては少し検討させていただきたいと思います。」

小松会長

「2つありまして、まず一つ目の児童相談所のことに関しては、令和6年度という今日じゃなくて4月以降という要望ということですね。令和6年度、話をさせていただきたいと、そういう要望だと思います。

二つ目の船橋市の中のグループホームの支援ワーカーについて方針をどうするかというところ。必要ではないか、というところでの話は、どのように市として考えてるかという、これはご質問だと思います。」

障害福祉課長

「まず1点目でございますが、児童相談所の設置につきまして、これは市として今進めているところでございます。次回以降の会議で報告していただけるよう、所管課と調整させていただきたいと思います。その時にはどうぞよろしくお願いたします。

もう一つは千葉県の障害者グループホーム等支援事業でございます。確かに本市は、県の事業で、中核市が除かれていますのでございません。清水さんもおっしゃってましたが、本市ではグループホーム連絡協議会というのがございます。ただし、これに入居者に対しての支援。先ほどマッチングという話がされたと思いますが、船橋市では今どうなっているかというところもございますので、言われたように検討していかないといけないと思います。グループホームについて

も、船橋市でも今数がものすごい増えています。今回、国の基準省令も変更になり、グループホームについてもいろいろ書かれていることがございます。地域連携推進会議も、今後新たにできるという情報もございますので今後市としてもグループホームのあり方と言いますか、それについても非常にこれから研究していけないといけないことも多くなると思います。清水委員の言われたことも含めまして、市としてどのような検討をして、そこに向かっていけるかというのを、そのような支援に関わる方、清水委員も含めまして、市として今後、来年度以降どうしていくかっていうのをちょっと検討していきたいと思います。また、いろいろ皆さんにもご相談させていただきながら検討していきたいと思います。いろいろ問題があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。」

小松会長

「では、千日委員お願いいたします。」

千日委員

「あんしんねつとを運営していますが、2期目に今入っています。当初こういう歴史がありまして。拠点事業というのを国で全部設置するというので、船橋も早い段階で設置した時に、当時の障害福祉課さんからも、グループホーム連絡協議会を設ける時に、将来的にはグループホーム等支援ワーカーの役割も担っていくようなことを想定していこうという話は確かにありました。ただ、当時は拠点を優先しているし、2つの人的な問題点もあるので、連絡協議会で今留まっている。こういうのは、行政に色々働きかけたのが障害者の就業・生活支援センターを平成の半ばに国が立ち上げた時、これも中核の船橋はありませんでした。千葉市がキャリアセンターを作って、だいぶ後、私どもの生活支援センターは平成21年か20年です。それは当時、障害者雇用というのが非常に大きく叫ばれていた。自立支援法でも就労移行というものがとても強かったので、船橋市さんにずっとお願いをして、船橋でも単体での生活支援センターが必要だということで、やっと設置していただきました。このグループホーム等支援ワーカーも今全県下で動いていますけども、船橋は確かにないですけども、多分この声を大きくしていくと、近い将来同じような役割を持つ仕組みができるのではないかと期待しているところです。合わせて来年度の報酬改定の際にも、グループホームは総量規制に入ってくる都市部も出てくるようです。船橋も今、課長がおっしゃられたとおり爆発的に増えていて、その総量規制になっては大変なので、今年の数がすごいどんどん増えてきています。色々な問題は抱えてるわけですけども、やはりグループホーム全体のこのレベル、クオリティを高めていくことというのは喫緊の課題だと思うんです。数は増えてるけれども非常にそのクオリテ

ィというのにばらつきがあるということも確か。この時期にこういうことを考えると、やはり早い段階で同じ役割というものを設置して、連絡協議会をなくす必要もないと思いますが、より強固なグループホームの支援体制というのを行政側にもお願いしたいと思います。先ほど言った就業・生活支援センターも実現をして、船橋市さん、非常に協力的というか努力されていたので、グループホーム等支援ワーカーでぜひ良い話を進めていただきたい。清水さんと同じく、お願いをしたいと思います。以上です。」

清水委員

「心強いご意見いただきありがとうございます。ちなみに先日、県のワーカーさんと話した時、令和6年度の4月から、柏市が4年かかって、やっとこの支援ワーカー事業を実施するという話を聞いております。彩会の平山さんのところだと思います。なので、またそういった情報を参考にしながら、お話をできればいいかなと思っておりますので、ご検討よろしくお願いいいたします。」

小松会長

「うちの病院の話で恐縮ですけども、10年くらい前まではうちの病院と、NPO法人こころの福祉協会、精神のグループホームというのは船橋市の中では千葉病院の2つ、あるいは3つ目は3つのところと、福祉協会のオアシス西船しかありませんでした。それがこの10年ぐらい、先ほどもおっしゃったようにどっとたくさん増えてまして、4障害共通してということで、精神の方も受け入れてきたという、数が増えてとても入居できる方が増えてよかったですけども、また色々な問題がやはり発生している現状です。そこはうちの担当者が苦慮しているところではあります。ただ実際どういう部分がどうかというのはやはり分かりませんので。先ほどマッチングというのがやり方が正しいのかということもあるかと思うんですけども、ある程度の研修を受けた方が運営できている、あるいは従事している方というのは、我々も求めたいところではあると思いますし、そうでないところにもし行った時に、ハラスメントとか虐待とかそういったところというのは、そういうふうな研修がしっかりなされてない時に生じやすいのは、これは明らかだと思うんです。今後はグループホームの中のそういう虐待事例とかハラスメント事例とか増加する可能性十分にあると思います。

しっかりした研修を受けていないところにそういうのが生じやすいですからそういった意味でも、市のほうから何か対策をやっていただきたいということをお願ひしたいと思ひます。」

杉山委員

「先ほど話したグループホーム等支援ワーカーの件ですけども、ちょうど先月ぐらいに別の圏域の支援ワーカーの皆さん、県の圏域の十何以上の方がひまわり苑と法人の船橋北病院に見学に来られて、船橋市のグループホームの現状や、精神科に入院された後の退院先としての船橋市のグループホームとか地域移行についてどうなっているのかというところで話をした次第であります。なので、船橋市にグループホームがたくさん増えている中で、ほかの圏域の方からはなかなか見えづらいという意見もありました。なので、船橋市でのグループホーム等支援ワーカーさんからのニーズはほかの圏域の方もすごくあって、絶対いたほうが良いなと思っています。船橋北病院もアルコール依存症の拠点病院なので精神科のグループホームで、依存症の方の退院先っていうところで、ほかの圏域の方もアルコールや依存症の方の対応に苦慮してるというところで船橋市は船橋北病院と秋元病院さんもあるので、そういったところの精神科でのグループホームの中を役割、船橋市の支援ワーカーの役割って結構大きいのではないかなと思います。今後グループホーム等支援ワーカー、船橋市であったほうが良いかなと思います。以上です。」

小松会長

「ご意見ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。ではなければ以上で本日の議事事項を終わりにしたいと思います。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「次回の開催についてでございます。次回は5月頃を予定しております。ふらっと船橋の運営について、船橋市障害者成年後見支援センターの実績等をご報告をする予定です。詳しい開催日時・議題については、今後検討し、決まりましたら皆様にご案内させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。」